

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 テレビ難視聴地域解消事業費について テレビ難視聴地域住民においては、テレビ難視聴対策としてテレビ共同受信施設組合を立ち上げ、加入世帯による積立てを行い、軽微な施設修繕や維持管理を行っているものの、施設老朽化に伴う改修には費用が高額となるため、積立では対応できない状況にあります。つきましてはテレビ難視聴地域解消事業に対する県補助制度の創設と共に合わせて国庫補助制度の創設を国に働き掛けていただくようお願いいたします。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、県では、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。 また、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。 今後も、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	政策地域部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>2 ILCの誘致実現について ILCの誘致実現については、学術のみならず、産業、経済、教育などあらゆる分野に効果が波及するものであり、東日本大震災からの復興はもとより、地方創生の進展にも大きく進展するものであることから、国に対してILC計画を経済の成長戦略、地方創生などの柱に位置付け、国家プロジェクトとすることを早期に表明するよう強く要望することをお願いいたします。</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や震災復興、地方創生にも大きく寄与するものと考えています。 そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところです。 平成31年3月7日に、日本政府が初めてILC計画に対する前向きな関心を示す意思表示を行ったことを受け、同年6月には、北海道・東北地方知事会など東北の関係団体が一丸となり、国に対し、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を明示するとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、さらに国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けるよう要望したところです。 また、平成31年3月の政府関心表明で示された国内外での議論については、令和2年1月、日本学術会議が公表した「第24期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2020）」において、ILCは学術大型研究計画に選定されるなど、国内の学術プロセスにおける議論が行われ、国外においても、令和2年5月策定とされる欧州素粒子物理戦略の議論が進捗していることから、今後、さらにILC計画の議論が進展するものと考えています。 引き続き、関係団体との連携を強化しつつ、国への働きかけを行うとともに、受入環境の整備やILCに対する地元の機運醸成などについて、広く取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ① 岩手県及び岩手県任期付職員の派遣継続について</p>	<p>県としては、令和2年度も職員及び任期付職員を被災市町村に派遣することとしているほか、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を強化するよう要望するなど、引き続き被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ② 被災した住宅再建に向けた県補助金の上乗せについて</p>	<p>県では、復興基金を財源に、市町村と共同で最大100万円を被災者生活再建支援制度に上乗せ補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施していますが、厳しい財政状況の中で、県独自での更なる措置の拡充は極めて厳しいものと認識しており、国に対して、被災者生活再建支援金の増額について引き続き強く要望していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ③ 被災者生活再建支援金及び県被災者住宅再建支援事業補助金の申請延長について</p>	<p>被災者生活再建支援金の申請期間については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、やむを得ない事情があると認められる場合には、国の通知により1年を超えない範囲で繰り返し再延長できるとされており、本支援金の事務を行う公益財団法人道府県センターと協議し、令和2年1月に、被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間の再延長が必要な市町村について、令和3年4月10日までの延長が決定されました。更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、同センターと協議していきます。</p> <p>また、県では、被災者住宅再建支援事業費補助金に係る事業実施期間について、平成30年2月に、令和2年度まで2年間の延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業実施期間の延長について検討します。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ④ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の事業継続又は後継事業の創設について</p>	<p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、沿岸被災地の産業復興に大きな効果が期待される制度と認識しており、これまでも国に対して事業期間の延長と必要な予算の確保について要望をしてきたところです。</p> <p>その結果、六次公募以降の採択事業については、交付申請期限が令和元年度末まで、事業完了期限が令和2年度末まで延長されるとともに、平成31年2月18日から令和元年5月27日まで九次公募が行われ、県内では8事業が採択されました。</p> <p>こうした中、被災の状況によっては、復興になお時間を要することも想定されることから、令和元年6月11日に実施した「令和2年度政府予算等に係る提言・要望」において、被災地の実情を踏まえた期限の延長及び十分な予算の確保について国に要望しました。</p> <p>この結果、令和元年12月20日に閣議決定された『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針において、「復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域を対象地域を重点化した上で、企業等からの申請期限を最大4年間(令和5年度末まで)・運用期限を最大5年間(令和7年度末まで)延長する」とされました。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ⑤ 中小企業等グループ補助金、中小企業被災資産復旧事業費補助の事業継続について</p>	<p>被災企業への支援については、地域の実情に合わせてきめ細かくに対応する必要がありと考えており、令和元年6月11日に実施した「令和2年度政府予算等に係る提言・要望」において、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続や、既に交付決定を受けた事業者が、事業継続に支障をきたさないよう、複数年度にわたって事業実施できる繰越・再交付の措置を講じることを要望しました。さらに令和元年11月7日には、国に対して、各種補助制度の継続など、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用等を重ねて要望しました。</p> <p>この結果、令和2年度政府予算に、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業140.4億円が計上されました。</p> <p>令和元年12月20日に閣議決定された『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針において、「復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する」とされました。</p> <p>なお、グループ補助金については、資材等価格高騰による補助金の増額変更や新分野需要開拓への取組支援等を措置したほか、復旧事業費補助金については、一定の要件を満たした場合にグループ補助金との併用を認めるなど拡充を図ってきたところであり、今後とも必要に応じて制度要件の見直しを検討していきたいと考えています。</p> <p>復旧事業費補助金についても、復旧需要が見込まれる当面の間は、事業の継続を検討しており、県では令和2年度当初予算で65,100千円を措置しました。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ⑥ 被災地臨時会場での大学入試センター試験継続実施について</p>	<p>大学入学共通テストについては、令和3年1月に実施される試験での継続実施についても決定されるよう引き続き取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ⑦ 児童生徒への心のケア対策の継続について</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。</p> <p>今後も各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ⑧ 災害援護資金制度の申請期限延長について</p>	<p>東日本大震災に係る災害援護資金貸付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)」が平成31年4月1日付けで改正されたことにより、貸付期間の延長等の特例措置の適用期間が令和2年3月31日まで1年間延長されたところですが、</p> <p>一方で、本県被災地においては、令和2年3月31日時点では住宅の再建が完了しないことが見込まれ、当該特例措置が同日で終了する場合、住宅再建などの生活再建に係る資金の調達が困難となる被災者が生じるおそれがあるところですが、</p> <p>そうしたことから、東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期間の延長を含め、令和2年4月1日以降の特例措置の延長について、令和元年6月、知事から関係省庁に対して要望を行ったところであり、今後も機会を捉え、国への要望活動を実施していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ⑨ 被災地の広域路線バスの国庫補助の被災地特例の延長と復興公営住宅を通る路線バス等の財政支援、被災地における通学交通費負担軽減の延長について</p>	<p>広域バス路線に対する国庫補助事業については、輸送量等の補助要件を緩和している被災地特例等の延長を国に要望しているところです。また、広域バス路線に対する国庫補助事業について、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅等の生活拠点を運行する路線についても幅広く被災地特例の補助対象とするよう国に要望しているところであり、引き続き国に対し要望していきます。</p> <p>被災地における通学交通費の負担軽減を図る被災地通学支援事業は、「いわての学び希望基金」を活用し、公共交通機関による通学定期券の割引販売に要する経費を補助するもので、事業期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間となっています。</p> <p>事業の延長については、被災地における通学利用の実態や事業実施による経済的負担の軽減効果等を踏まえ、今後、検討していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ⑩ 地籍整備関係予算の確保について</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果があり、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなど、その重要性が改めて認識されており、これまで、東北各県や県内市町村と連携しながら必要な予算の確保に向け、国への要望活動を実施してきたところです。</p> <p>令和元年度は、6月に県から国に対し、また、7月には東北ブロック国土調査推進連絡協議会を通じて、地籍整備関係予算の確保などについて要望を行ったところです。</p> <p>今後も機会を捉え、国に対し、必要な予算の確保を要望していきます。</p>	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ⑪ 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害福祉サービス等の利用者の一部負担金・利用料負担の免除措置への財政支援について</p>	<p>これまで財政支援の継続に当たっては、災害公営住宅の整備状況など被災地の生活環境や被災者の受療状況等を総合的に勘案しつつ、市町村の意向を踏まえて、毎年度判断してきたところです。</p> <p>いまだ多くの被災者の方々が、応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面で不安を抱えている状況を考慮し、被災者の健康面、経済面での不安を軽減し、医療や介護サービス等受ける機会を確保するため、令和2年度においても、これまでと同様の財政支援を継続します。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ⑫ 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続について</p>	<p>東日本大震災津波による壊滅的な被害により、いまだに経済的理由により就学に困難を来している幼児・児童・生徒が数多く在籍しており、市町村が行う就学援助事業に対し、平成23年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金により支援が行われています。</p> <p>県教育委員会としては、就学支援を必要とする幼児・児童・生徒が解消されるまで、当該交付金事業による財政措置を継続するよう引き続き国に要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 支援の拡充、継続が必要なもの ⑬ 台風第10号、第19号被害も踏まえた応急仮設住宅への入居延長について</p>	<p>平成28年台風第10号災害では、災害救助法による供与期間内(2年間)に災害公営住宅等の恒久住宅への移行が困難であったことから、県単独事業として令和元年度末まで供与期間の延長を行ったところです。</p> <p>令和元年台風第19号災害では、既存の応急仮設住宅の空き住戸を被災者の一時避難先として活用しており、今後も被災者の生活再建の進捗等を踏まえながら、必要に応じて利用期限の延長を行い、被災者の住居の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 新たに支援が必要なもの ① 水門、陸こうの維持保守費用の負担について</p>	<p>水門、陸こう等による津波防災対策をより確実なものとするためには、施設整備後も適切な管理を継続していく必要がありますが、維持管理費等の財源の確保が課題となっています。</p> <p>県では、国に対し継続して、地方自治体が負担する津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置を要望しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 新たに支援が必要なもの ② 仮設住宅用テレビ共聴施設撤去について</p>	<p>県では、応急仮設住宅入居者の方々の使用に係るTV共聴施設の幹線から応急仮設住宅へ引いている引き込み線部分については、仮設団地の解体工事費(災害救助費)により併せて撤去しているところですが、一方、当該TV共聴施設そのものの撤去費用については、災害救助費の対象と認めるよう国と協議してきましたが、震災前から地域住民のために整備されている施設であるという理由で、災害救助費の対象とは認められませんでした。</p> <p>また、復興交付金等の復興関連財源の活用を検討しましたが、震災津波による被害からの復興に直結した事業には該当しないことや、現在は市町村の所有施設であることなどから、県が国庫補助金や県費を財源として解体することは困難な状況です。</p>	<p>復興局</p>	<p>生活再建課</p>	<p>D 実現が極めて困難なもの</p>
<p>3 復興の完遂及び被災地を継続的に支える支援について 令和2年度は国の復興期間の最終年と位置付けられており、復興完遂に向けて国、県、市町村そして被災者の方々が懸命の努力を続けておりますが、様々な事情により継続的な必要なもの、状況の変化により新たな支援が必要なものもあることから、県は国と連携して誰ひとり取り残されることのないような復興の完遂を目指して、下記の事項について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 新たに支援が必要なもの ③ 防災集団移転促進事業移転元地の利用促進に向けた支援について</p>	<p>移転元地の更なる利活用を促進するため、移転元地の集約や整地等について復興交付金の活用を認めていただくよう、今後とも国に要望していくとともに、移転元地に係る活用事例集を配付したり、防災集団移転促進事業により建物基礎等を撤去する方法や他事業の残土を活用して盛土を行う方法を関係市町に紹介するなど、引き続き、市町村の取組を支援していきます。</p>	<p>復興局</p>	<p>まちづくり・産業再生課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 持続可能な地域公共交通の整備について 公共交通は住民の日常生活等に必要不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが、人口減少等の影響で赤字路線の廃止や減便が進行する等、維持が厳しい状況にあります。一方高齢者の免許返納は増加傾向にあり、不採算路線であっても存続が求められている路線も多数存在します。県は平成30年度岩手県地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な公共交通体系の形成に取り組んでいるところですが、以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 広域路線バス・地域内バス等 ① 国補助の被災地特例の継続について</p>	<p>県では、バスの国庫補助路線について、被災地特例の継続を国に対し要望してきたところであり、引き続き要望を継続していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>4 持続可能な地域公共交通の整備について 公共交通は住民の日常生活等に必要不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが、人口減少等の影響で赤字路線の廃止や減便が進行する等、維持が厳しい状況にあります。一方高齢者の免許返納は増加傾向にあり、不採算路線であっても存続が求められている路線も多数存在します。県は平成30年度岩手県地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な公共交通体系の形成に取り組んでいるところですが、以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 広域路線バス・地域内バス等 ② 県単補助の継続と要件の緩和について</p>	<p>県では、これまで、広域バス路線の県単補助を実施してきたところであり、引き続き支援を実施していきます。 また、本年度は、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、国庫補助における被災地特例等が終了した場合の県単補助の措置を含め、市町村への支援の在り方等について検討しているところです。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

岩手県議会いわて新政会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 持続可能な地域公共交通の整備について 公共交通は住民の日常生活等に必要不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが、人口減少等の影響で赤字路線の廃止や減便が進行する等、維持が厳しい状況にあります。一方高齢者の免許返納は増加傾向にあり、不採算路線であっても存続が求められている路線も多数存在します。県は平成30年度岩手県地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な公共交通体系の形成に取り組んでいるところですが、以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 広域路線バス・地域内バス等 ③ 地域を超えた県立病院への通院路線、県立高校への通学路線等重要路線の支援について</p>	<p>県では、これまで国庫補助に協調することで、また、市町村と連携することで、広域バス路線に対する補助を実施してきたところであり、引き続き、市町村境を越えたバス路線に対し支援を実施していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>4 持続可能な地域公共交通の整備について 公共交通は住民の日常生活等に必要不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが、人口減少等の影響で赤字路線の廃止や減便が進行する等、維持が厳しい状況にあります。一方高齢者の免許返納は増加傾向にあり、不採算路線であっても存続が求められている路線も多数存在します。県は平成30年度岩手県地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な公共交通体系の形成に取り組んでいるところですが、以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 広域路線バス・地域内バス等 ④ 廃止される広域路線バスの代替え交通となる地域内公共交通への運行補助について</p>	<p>県では、これまで、市町村が地域内公共交通を構築しようとする場合に、計画策定や実証運行に要する費用に対し、補助を行ってきたところであり、引き続き、支援を実施していきます。</p> <p>また、本年度は、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、国庫補助における被災地特例等が終了した場合の県単補助の措置を含め、市町村への支援の在り方等について検討しているところです。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 持続可能な地域公共交通の整備について 公共交通は住民の日常生活等に必要不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが、人口減少等の影響で赤字路線の廃止や減便が進行する等、維持が厳しい状況にあります。一方高齢者の免許返納は増加傾向にあり、不採算路線であっても存続が求められている路線も多数存在します。県は平成30年度岩手県地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な公共交通体系の形成に取り組んでいるところですが、以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 広域路線バス・地域内バス等 ⑤ 乗務員の育成について</p>	<p>県では、「岩手県地域公共交通網形成計画」において「バス運転士の確保による路線の維持」を目標の一つに掲げ、岩手県バス協会に対する補助(運輸事業振興費補助)により、バス事業者が実施する運転士の確保や養成に対する支援を行っているところであり、今後も乗務員の確保の取組等を支援していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>4 持続可能な地域公共交通の整備について 公共交通は住民の日常生活等に必要不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが、人口減少等の影響で赤字路線の廃止や減便が進行する等、維持が厳しい状況にあります。一方高齢者の免許返納は増加傾向にあり、不採算路線であっても存続が求められている路線も多数存在します。県は平成30年度岩手県地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な公共交通体系の形成に取り組んでいるところですが、以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) 鉄道 ① 三陸鉄道やIGRいわて銀河鉄道の健全な運営を確保するための総合的な支援について</p>	<p>三陸鉄道とIGRいわて銀河鉄道については、広大な県土の移動に不可欠な幹線路線として、その維持確保を図ることとしており、沿線市町村等と連携して計画的な設備更新等を支援するとともに、県、関係市町村で構成する協議会等を通じて利用促進に向けた取組を推進するなど、総合的な支援を行い、持続的な運営の確保に努めていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>4 持続可能な地域公共交通の整備について 公共交通は住民の日常生活等に必要不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが、人口減少等の影響で赤字路線の廃止や減便が進行する等、維持が厳しい状況にあります。一方高齢者の免許返納は増加傾向にあり、不採算路線であっても存続が求められている路線も多数存在します。県は平成30年度岩手県地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な公共交通体系の形成に取り組んでいるところですが、以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) 鉄道 ② 地域を超えた通勤に資する東北本線の利便性向上について</p>	<p>県では、JR東日本の運行ダイヤに地域の声を反映させるため、ダイヤ改正等に係る市町村の要望を取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望活動を行っており、その中で、北上駅～一ノ関駅間の運行本数の増加等、東北本線の利便性向上について要望しています。</p> <p>また、東北本線等の利便性向上に向け、令和元12月に設立されたJR線岩手県南地域利用促進協議会には、県南広域振興局が参加し、地域と連携した活動を進めているところです。</p> <p>東北本線は地域の基幹的な公共交通機関であり、又、沿線地域においては自動車や半導体産業の集積が進み、広域からの通勤利用の増加も見込まれることから、県としても、東北本線の利便性向上は重要な課題と認識しており、引き続き、市町村と連携し、JR東日本に対して利便性向上を働きかけていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5 スポーツ施設の整備促進について 多くの県民、被災者に勇気と感動をもたらしたラグビーワールドカップのレガシーを次代に繋ぐため、スタジアムの利活用を促進するとともに、国でも進めるスポーツツーリズム、スポーツビジネスの視点に立った観る側の目線にするスポーツ施設の建設、運営を行うよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (1) ラグビーワールドカップ終了後のスタジアム利活用について スタジアム周辺整備・環境整備の促進が図られるよう、長内川・鶉住居川河川区域の基盤整備について調整するとともに、スタジアムを活用した県主催の各種スポーツ大会や文化イベント等の開催、全国規模の大会の誘致等、スポーツを始め教育、文化、観光等様々な分野においてスタジアムが活用され、交流人口の増加が図られるよう支援をお願いいたします。</p>	<p>県では、市町村・関係団体等で組織した「いわてスポーツコミッション」を中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致の取組を推進しており、釜石鶉住居復興スタジアムを活用したジャパンラグビートップリーグなどの試合招致をはじめ、各種スポーツ大会、合宿、イベント等の誘致を図り、沿岸地域の振興、広域的な文化・スポーツの振興に向けて取り組んでいくこととしています。 また、ラグビーワールドカップ2019釜石開催を記念したメモリアルイベントの開催や出場国を中心とした国際的なラグビー・文化交流の展開など、大会を契機とした交流人口の拡大に向けて、釜石市をはじめ、県内各市町村や関係団体等と連携を図りながら取り組んでいきます。</p> <p>基盤整備に伴い必要な河川法に基づく協議については、必要な都度、相談に応じている状況であり、今後も必要な調整を図っていくこととしています。</p>	文化スポーツ部	ラグビーワールドカップ2019推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5 スポーツ施設の整備促進について 多くの県民、被災者に勇気と感動をもたらしたラグビーワールドカップのレガシーを次代に繋ぐため、スタジアムの利活用を促進するとともに、国でも進めるスポーツツーリズム、スポーツビジネスの視点に立った観る側の目線にするスポーツ施設の建設、運営を行うよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (2) Jリーグライセンス審査基準の変更に伴うスタジアム整備について 本県唯一のプロサッカーチームであるいわてグルージャ盛岡が活動するスタジアムの整備について、岩手県全体をホームタウンとし、県民を挙げて応援している当該チームにふさわしい全県的な視点での支援をお願いいたします。</p>	<p>盛岡市が行う盛岡南公園球技場(いわぎんスタジアム)における照明設備の整備に対して、県では、その経費の一部を補助し、整備事業を支援します。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 世界遺産登録を活用した地域振興の推進について 平泉の文化遺産、橋野鉄鉱山・高炉跡が世界遺産に登録されたことにより、本県の文化観光資源等に対する国内外からの注目度は高まっております。また、御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産登録を目指しており、県をはじめ関係団体がその実現に向けて取り組んでいます。こうした世界遺産登録を活用した国内外への情報発信、地域人材育成、観光振興等の地域振興の推進のため、遺産の適切な保存管理が大きな課題となっています。ついては以下の点に特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 平泉文化遺産の追加登録について 平泉の文化遺産の適切な保存管理のために必要な調査、研究などの取組に対し支援措置を拡充するとともに、登録外となっている周辺資産の追加登録に向けた取組を推進すること。登録10周年記念事業に対して十分な支援を行うようお願いいたします。</p>	<p>既に世界遺産に登録された資産に加え、追加登録を目指す遺跡等を含め、「平泉の文化遺産」の保存管理のために必要な史跡などの土地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関して、市町が国庫補助事業として実施する場合に、県も併せて補助し、確実な事業成果が得られるよう支援しているところです。引き続き、保存管理のための支援を行っていくとともに、登録外となっている周辺の遺跡などの追加登録に向けて、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。</p> <p>また、令和元年6月の政府予算要望において、「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について要望したところであり、今後も国から必要な支援が受けられるよう、働きかけを行っていきます。</p> <p>平泉世界遺産登録10周年に向けた取組については、県が行う事業内容及び関係機関・団体が実施する事業について関係機関と連携して取り組んでいきます。</p> <p>また、県では、登録10周年となる2021年に、「道の駅平泉」の隣接地に「平泉の文化遺産」ガイド施設(仮称)の開館を目指し、整備を進めており、これまで以上に平泉世界遺産の価値を国内外に広く発信することとしています。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>既に世界遺産に登録された資産に加え、追加登録を目指す遺跡等を含め、「平泉の文化遺産」の保存管理のために必要な史跡などの土地の公有化、考古学的な発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関して、市町が国庫補助事業として実施する場合に、県も併せて補助し、確実な事業成果が得られるよう支援してきたところです。</p> <p>今後においても、保存管理のための支援を行っていくとともに、登録外となっている周辺の遺跡などの追加登録に向けて、専門委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 世界遺産登録を活用した地域振興の推進について 平泉の文化遺産、橋野鉄鉱山・高炉跡が世界遺産に登録されたことにより、本県の文化観光資源等に対する国内外からの注目度は高まっております。また、御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産登録を目指しており、県をはじめ関係団体がその実現に向けて取り組んでいます。こうした世界遺産登録を活用した国内外への情報発信、地域人材育成、観光振興等の地域振興の推進のため、遺産の適切な保存管理が大きな課題となっています。ついては以下の点に特段の配慮をお願いいたします。 (2) 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組について ユネスコ推薦候補に選定された御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組を推進するとともに、史跡等文化財の保存、整備及び活用に係る財政支援を充実するようお願いいたします。</p>	<p>御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、令和元年7月30日に開催された文化審議会世界文化遺産部会の審議において、令和元年度のユネスコへの推薦候補として決定され、令和2年1月、ユネスコへ推薦されました。 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録の推進について、令和元年10月9日に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、令和3年の世界遺産登録を実現するため、推薦書の改定作業を進めること、イコモスの現地調査に向けて万全の準備を整えていくこと、国内外での更なる普及啓発に全力で取り組むことを宣言したところです。 世界文化遺産の登録に向けて、引き続き、文化庁や有識者の指導・助言を受け、関係道県をはじめとする構成自治体と連携して、文化審議会から指摘された課題に取り組むほか、イコモスの現地調査への対策などを実施していきます。 また、県民の機運醸成を図るため「御所野縄文WEEK」に加え、令和元年度新たに、「ごしょのJOMONナイト」を開催したほか、東京2020オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019の機会を捉えて、世界遺産関連の情報発信を行ったところです。今後も、県内外の機運醸成を図り、早期に世界遺産登録が実現するよう取組を進めていきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>史跡等の文化財の保存、整備及び活用については、世界遺産登録に関わる史跡などの土地の公有化や発掘調査及びその成果を基にして実施する史跡整備に関して、県は国庫補助事業に係る嵩上げ補助を行い、平成17年度以降、推薦候補も含め逐次その対象を拡大し助言や支援を行ってきたところです。国庫補助事業に係る県の嵩上げ補助については、県として施策推進が必要な分野や、史跡等文化財の災害復旧など、特殊事情がある場合に限り行っているところですが、嵩上げ補助の実施については、事業の内容や趣旨を踏まえながら、今後、既存の補助制度の活用の可能性も併せ、個別に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (1) 学校教育環境の整備 ① スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの増員について</p>	<p>令和元年度は、全県でスクールカウンセラー65人、スクールソーシャルワーカー18人、加えて、沿岸部には巡回型カウンセラー12人を配置し、教育相談体制の充実を図っているところではありますが、人材の確保に大きな課題があることから、引き続き、関係団体と連携しながら、幅広く人材の確保に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (1) 学校教育環境の整備 ② 指導主事の定数維持について</p>	<p>指導主事の配置については、市町村間の配置の均衡を図る観点から、全市町村に1人ずつ配置し、さらに学校数・学級数等が多い市町村には規模に応じて複数配置することとし、令和元年度は、33市町村に42人の指導主事を配置しています。 令和2年度以降の配置については、各市町村の状況、国庫負担定数の措置状況を踏まえつつ、検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (1) 学校教育環境の整備 ③ 英語教育専科教員の加配措置について</p>	<p>小学校英語専科教員については、令和元年度は県内10市町16校に16名配置しており、この16名は、配置校以外の24校においても兼務しています。 今後も、文部科学省における教職員定数の改善に注視するとともに、国の加配を有効に活用しながら、効果的に配置することで、質の高い英語教育の実現に努めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (1) 学校教育環境の整備 ④ フリースクール等多様な教育の機会の充実と関係機関との連携強化について</p>	<p>県教育委員会としては、スクールカウンセラーの配置等により教育相談体制の充実を図るとともに、市町村教育委員会においては、学校における個別の支援に加えて、学校外に「適応指導教室」等を設置し、不登校児童生徒を取り巻く環境の改善を図って、学校復帰に向けた取組を推進しています。 また、県教育委員会がフリースクールなどの民間団体や福祉関係機関等との連携の役割を担うなどの取組を進めているところであり、各教育事務所に配置している在学青少年指導員がフリースクールを訪問するなどして、支援内容の特徴の状況把握や児童生徒への支援のための情報共有などに努めています。 今後も、不登校児童生徒への支援をより充実させるとともに、フリースクールなど、関係機関等との連携を促進していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 学校教育環境の整備 ⑤ 小児がん等、児童生徒の学習と治療・療養生活の両立ができる体制の整備について</p>	<p>小中学校における病弱教育、特に長期入院をしている児童生徒に係る教育体制について、岩手医大附属病院に長期入院をし、特別支援学校に転学をした児童生徒については、盛岡青松支援学校の教員が病院を訪問して学習を行い、中部病院に長期入院をしている児童生徒については、同様の手続きの下、花巻清風支援学校の教員が対応しています。 また、岩手医大附属病院に入院し、特別支援学校に転学していない児童生徒に対しては、盛岡青松支援学校が在籍校と協議し、可能な範囲で学習保障を行っています。 今後も小中学生が長期にわたる入院が必要となった場合、市町村教育委員会等と連携しながら、病弱教育を担う特別支援学校への転学等を保護者の意向を確認しながら適切に判断するなど、児童生徒の学習の場を確保するよう働きかけ、理解を進めていきます。 長期入院高校生への対応については、県立高校に対する書面調査やその結果に基づく学校訪問などにより、入院や自宅療養等により長期間登校できない高校生の状況把握を行ったところであり、令和元年度、県教育委員会内に県内の学校長から構成される検討委員会を設置し、支援体制の構築や運用方法などの検討をしており、令和2年度から通信制課程への一時的な転入学制度を設け、通信制高校と原籍校が連携し、学習支援に当たることとしています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 地方創生人材の育成 ① 小規模小中学校への学校事務職員の配置の充実について</p>	<p>小中学校の事務職員の配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定に基づくとともに、学校の実情等を考慮し配置しています。 今後の小中学校の事務職員の配置については、各市町村の小中学校の状況、国庫負担定数の措置状況を踏まえつつ検討していきますが、教育の機会均等とその水準維持のために必要な財源は、国が確保すべきであると考えことから、今後も国に対して教職員の定数改善について要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (2) 地方創生人材の育成 ② 地方創生に資する併設型中高一貫校新設について</p>	<p>県立学校における併設型中高一貫教育は、平成21年度から、次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材の育成等を基本理念として、一関第一高等学校附属中学校(及び一関第一高等学校)において行われています。平成30年度末に、附属中学校の第1期生が4年制大学を卒業したところであり、医学部など6年制の大学に進学した生徒もいること等から、他地域への設置等、今後の在り方については、その進路状況等を十分に見極めた上で、検討する必要があります。 また、現在、多くの高校と中学校の間において、中高一貫教育校の形態に関わらず、学習活動や部活動での連携が進められ、地域の方々の協力も頂きながら地域人材の育成に貢献している事例もあることから、そうした状況も踏まえながら、検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	C 当面は実現できないもの
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (2) 地方創生人材の育成 ③ 小中高少人数教育への支援について</p>	<p>小中学校における少人数教育は、「少人数学級」、「少人数指導」、「サポート推進事業」によって推進しており、児童生徒の基礎学力の定着と安定した学校生活の実現を図るよう取り組んでいます。特に、少人数学級については対象を順次拡大してきており、令和元年度から小中学校全学年での35人以下学級が実現したところです。学習面や生徒指導上の効果等、学校現場から評価されており、今後も継続して実施していきます。 高等学校における少人数学級の導入には、教職員定数の充実が必要であり、教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望してきているところです。 一方で、本県の高等学校は、総体的に定員割れの状況にある中で、小規模校を中心に生徒の多様な進路選択の実現を図るため、習熟度別クラスの編制や進路希望別コース編制等の方策を講じているところです。 今後において、少人数学級の導入を含めた教職員体制の充実に向け、国への要望も行いながら、引き続き検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (2) 地方創生人材の育成 ④ 県立高校の特色ある専門学科の設置及び学生寮の整備運営支援について</p>	<p>県内の各高校において、地域産業を支える人材を育成していくことは、大変重要なことと考えており、高校再編後期計画(案)では、地域の産業動向や人材のニーズ等を踏まえ、生徒が産業人材としての確かな基盤を身に付けられるよう各地域に拠点となる専門高校を設置することや、各ブロックの専門学科等の役割及び機能をできる限り維持することとしてます。(B) 現在、県立高校7校に寄宿舎を整備していますが、入寮率は令和元年5月現在51.4%で、平成28年度以降は6割を切り、年々減少している状況にあることから、新たな寄宿舎の整備については、長期的な視点で検討する必要があると考えています。各校の入寮者が安心して生活を送り、充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き支援していきます。(C)</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課 学校教育課</p>	<p>B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (2) 地方創生人材の育成 ⑤ 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定参加校、参加自治体の追加について</p>	<p>現在、青森県、秋田県、宮城県との県境地域においては、「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」を締結し、隣接地域での高校への相互の入学を可能としています。協定の変更には、両県で相互に生徒が進学することを前提に、隣接県の教育委員会との協議が必要となります。 仮に、御要望のように対象外の高校が同協定に加わった場合には、その高校が立地している市町村から隣接県の高校への進学も可能となり、生徒が流出する事態も想定されるため、慎重な検討が必要と考えています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 特別支援教育 ① 普通学級に在籍する発達障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援、財政措置について</p>	<p>県教育委員会では、特別支援学校の教員による地域の幼稚園や小中学校等への訪問支援に加え、各学校における校内研修の実施や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育エリアコーディネーターの配置、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用なども図りながら、発達障がい児等への教育支援に取り組んでいます。 今後も、教職員の専門性の向上に取り組むとともに、各学校における校内支援体制の充実や、外部人材・関係機関等との連携を一層深めながら、児童生徒一人一人に寄り添った教育支援に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 特別支援教育 ② 情緒学級の学級担当の配置基準の見直し及び特別支援教育支援加配の増員について</p>	<p>情緒学級を含めた特別支援学級については、義務標準法に基づいて、教員を適切に配置しているところです。 さらに、県では各市町村の要望等を踏まえ、特別支援学級設置校のうち、対象の児童生徒数や障がいの程度を考慮し、指導がより困難な学校に対し、国からの定数を活用して、小学校32人、中学校12人、計44人の非常勤講師の特別支援教育支援加配を措置しています。 子どもたちへの教育支援は多様化の傾向を示しているところであり、今後も引き続き、市町村教育委員会と連携しながら必要な人員の配置に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (3) 特別支援教育 ③ 特別支援学校へのスクールバスの拡充について</p>	<p>特別支援学校においては、分校を除く14本校にスクールバスを配備し、校外学習等様々な教育活動に活用しています。 また、通学の利便性と保護者の負担軽減の観点から、6校で登下校にスクールバスを通学バスとして運行しています。 スクールバスの拡充については、これらの教育活動や通学バスとしての活用状況とともに、より有効に活用できる工夫や児童生徒の有益性等を考慮しながら、多面的に検討していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>7 教育環境の整備促進について 本県の復興、発展の担い手である子どもたちが岩手の未来を切り開き、変容する社会の中で生き抜く力を身に着ける上で教育の果たす役割は重要です。児童生徒一人ひとりに向き合い寄り添う学校教育の充実に向けて以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 また、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、誰ひとり取り残されることのないよう学ぶ権利を保障する観点から更なる教育環境の整備に取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (3) 特別支援教育 ④ 医療的ケアが必要な児童生徒の教育の充実を図るため、学校への看護師配置等、受入れ態勢の整備について</p>	<p>特別支援学校においては、経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒の学習環境を整備し、保護者の付添い介護の負担軽減を図ることを目的として、看護師を配置しているところです。 また、配置している看護師を対象に研修会を行っており、医療的ケアに関する基礎的な知識を確認するとともに、各校の取組の成果と課題に関わる協議を通じて、適切な医療的ケアの推進に役立て、人材育成に努めています。 小中学校等については、国において看護師の配置や体制整備を進める事業を展開していることから、これらの動向や関連する情報を市町村教育委員会に提供するとともに、個に応じた学習環境を整備することの必要性への理解や取組の推進を図っているところです。 今後も、小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の状況の把握に努め、市町村教育委員会と連携しながら、学びの場や支援体制の構築が図られるよう取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 妊娠、出産、周産期対策 ① 住み慣れた地域の中で安心して出産することができる周産期医療体制の充実について</p>	<p>県内にはハイリスク分娩にも対応できる周産期母子医療センターが整備されている一方、精力的に病院並みの分娩件数を取り扱っている産科診療所もあり、医療機関の機能分担や連携のもと、分娩リスクに応じた適切な医療提供体制を整備してきたところです。</p> <p>また、使命感をもって周産期医療の分野で活躍を志す若い医師や、長年にわたって、周産期医療に従事し、後進の指導にあたっている医師など多くの人材により、本県の周産期医療が支えられているところであり、これらの人材を大切にしながら、新たな人材を育成していくことが重要と認識しています。</p> <p>県では、これまでの「医師確保対策アクションプラン」に基づく様々な取組に加え、平成30年度から、産婦人科・小児科を専攻した奨学金養成医師に対して、義務履行とキャリア形成の両立を支援し、義務履行の全期間を地域周産期母子医療センターでの勤務に専念できる特例措置を設けたところであり、また、分娩取扱医療機関の少ない地域での新規開設や再開を支援するための補助制度を設けるなど、産科医師の増加のための取組を推進しているところです。</p> <p>さらに、現在策定中の「医師確保計画」において、産科及び小児科については、周産期医療圏、小児医療圏ごとの医師偏在指標をもとに、具体的な対策を盛り込むこととしており、これらのことに取り組みながら、住み慣れた地域の中で、安心して出産できる体制の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 妊娠、出産、周産期対策 ② 妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の充実について</p>	<p>核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、子育て家庭が不安や悩みを抱え込むことがないように、身近な地域において、きめ細かなケアを受けられる環境を整備することが重要と考えています。</p> <p>このため、市町村が行う、妊娠から育児まで総合的な相談支援を行う子育て世代包括支援センターの設置、地域子育て支援拠点事業による子育て中の親子の相互交流や、一時預かり事業による保護者の心理的・身体的負担の軽減などの取組に対し、人材の養成・確保や事業費の補助などにより支援をしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 妊娠、出産、周産期対策 ③ 妊産婦の宿泊対応や24時間相談への対応等、地域における産前産後サポートと産後ケア体制の充実について</p>	<p>妊産婦支援の実施主体である市町村において、専門的人材の確保や新たな取組を行うための人員が不足している実情にあることから、県では、母子保健に従事する市町村保健師・助産師等を対象とした研修会や各種会議を通じて、妊産婦の支援を担う人材の資質向上に努めてきたほか、地域の潜在助産師の掘り起こしを行うなど、市町村の産前産後ケアを担うための人材育成に取り組んでおり、このような取組を通じて、引き続き市町村における事業導入を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 妊娠、出産、周産期対策 ④ 医療的ケアが必要な児童生徒やその家族への切れ目のない支援のため、医療、保健、保育、福祉、教育等の関係機関との連携強化について</p>	<p>県は、医療、保健、保育、教育等の関係者を委員とした「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」を設置し、医療的ケア児やその御家族への切れ目のない支援のための具体的な方策について議論を行っています。</p> <p>また、県では、地域において各分野が連携する協議の場の設置を促しており、全ての市町村において協議の場の設置に向け取り組んでいます。</p> <p>今後も、こうした協議の場における支援方法の検討などを通じ、関係機関との連携強化を図っていきます。</p> <p>県教育委員会が開催している就学・支援に関して審議等を行う教育支援委員会や保健福祉部主催の重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援会議などに出席された医療関係者やその他の関係機関の方々と、学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒について、協議や情報交換を行い、連携・協力体制の推進を図っています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
		教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (1) 妊娠、出産、周産期対策 ⑤ 特定不妊治療への支援と県内企業への啓発、理解の増進について</p>	<p>県では、特定不妊治療に対する治療費助成のほか、治療に関する普及啓発や不妊専門相談センターによる相談支援を行っており、治療を必要としている方が、安心して治療を受けられる環境を整備していく必要があると認識しています。 仕事と不妊治療を両立しやすい職場環境づくりを進めるためのリーフレットを企業に配布しているほか、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度において、不妊治療に関する休暇制度等の措置の項目を追加するなど、企業の理解促進に取り組んでいるところでありますが、企業を含めた社会の理解を一層促進していくことが必要と考えており、様々な場を活用して企業と意見交換を行うなど、より効果的な取組の在り方について検討していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (2) 子育て支援について ① 子どもの医療費助成の拡大について</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月から、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、対象者の範囲の更なる拡充をした場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。 (2) 子育て支援について ② 子どもの救急相談電話受付時間の延長について</p>	<p>県では夜間、小児患者の保護者等からの電話相談に専門の看護師が対応し、適切な対処方法についてアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を、平成16年10月から岩手県医師会に委託して実施しています。 近年、相談件数は増加傾向にあり、保護者の不安解消や夜間・休日の救急外来への受診等について適切な助言を行う上で、更に充実を図る必要があると考えています。 受付時間の延長に当たっては、相談員の確保や相談体制の見直し等が必要となることから、他県の相談実施体制等を参考にしながら、県医師会等関係者と協議していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 子育て支援について ③ 保育士や放課後児童支援員など子育て支援を担う人材の確保、資質の向上について</p>	<p>県では、保育士の人材確保に向けて、修学資金の貸付による保育士の養成や、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士と保育施設とのマッチング支援を行っているほか、処遇改善等加算の活用を促進して給与等の改善を図り、就業と定着を支援しているところです。</p> <p>放課後児童支援員の人材確保に向けては、県内全ての放課後児童クラブにおいて国が定める職員配置基準を満たすことができるよう、計画的に認定資格研修を実施してきたところです。</p> <p>資質の向上については、保育士等を対象に、県と教育委員会が連携しながら、例年、年間を通じて、職務内容に応じた専門性や、指導技術・保育技術の向上を図る研修を実施しているほか、放課後児童支援員を対象に資質向上のための研修を実施しているところです。</p> <p>これらの取組を推進しながら、引き続き、保育士や放課後児童支援員等の人材確保、資質の向上に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 子育て支援について ④ 保健福祉環境センターへの児童福祉司の配置について</p>	<p>県では、増加する児童虐待に対応するため、令和2年度は児童福祉司を7名増員することとし、より迅速な対応が可能となるよう組織体制の強化に取り組んでいるところです。</p> <p>児童虐待等への対応については、虐待通告後48時間以内の安全確認は複数人での対応を求められるなど、専門性を有する職員による組織的な対応が必要であることから、保健福祉環境センターへの児童福祉司の配置は現時点では困難ではありますが、児童福祉法施行令の一部改正により児童福祉司の配置基準が人口3万人に対して1人に引き上げられたことを踏まえ、引き続き児童相談所の体制強化を進め、その中で保健福祉環境センターへの配置についても検討していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) ダブルケア対策について ① 介護事業を支える人材確保支援、介護事業者の育成と介護職員の処遇の改善について</p>	<p>介護人材については、県内各地にキャリア支援員を配置し、新規人材や潜在的有資格者の掘り起こし、マッチング支援などを行っているほか、労働環境の整備改善を促すセミナーの開催、研修の受講や介護ロボットの導入、介護人材確保に関して市町村等が行う取組を支援するための補助事業などに継続して取り組むとともに、令和2年度からは、外国人介護人材受入支援の取組を拡充し、指導職員向け研修会の開催や、介護ロボット導入支援の取組を拡充し、ICT導入に対する支援等にも取り組むため、所要の経費を当初予算に計上しています。</p> <p>また、県社会福祉協議会では、県の財政支援のもと介護福祉士を目指す学生等に対して修学資金を貸し付けています。</p> <p>今後も、国、県、市町村、関係団体及び養成機関で構成される岩手県介護労働懇談会等を通じて、関係機関が連携しながら、介護人材の確保・定着に取り組んでいきます。</p> <p>なお、介護職員処遇改善加算については、令和元年10月から、「新しい経済政策パッケージ」に基づく、介護職員の更なる処遇改善(特定処遇改善加算)が実施されているところであり、今後も説明会を開催するなど、県内介護事業所に積極的な加算取得を促すとともに、状況に応じて国に対し必要な要望を行ってまいります。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>8 子育て世代への支援について 本県の平成30年度の合計特殊出生率は1.41と全国平均を下回る結果となりました。本県ではふるさと振興総合戦略に基づいて人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策に取り組んでいますが、自然減に歯止めをかけるには子育て世帯への支援、晩婚化に伴うダブルケアリスクへの対応、特に周産期のケアが重要であることから以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) ダブルケア対策について ② 地域生活支援拠点の整備に係る財政支援について</p>	<p>県では岩手県障がい者プランにおいて、障がい者一人ひとりが、地域の人たちと支え合う仲間として、いきいきと暮らすことができるよう障がい者が安心して生活できる環境の整備を進めることとしており、障がい者やその家族の地域生活における緊急事態の支援を行う地域生活支援拠点の整備は重要と考えています。</p> <p>緊急一時的な宿泊等に係る居室確保や、相談体制の整備に係る経費については、国の地域生活支援事業のうち「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能とされていることから、県では、地域生活支援事業を活用した支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について令和元年6月に厚生労働省に要望を行っており、今後も機会を捉えて国へ要望してまいります。</p> <p>また、地域生活支援拠点のための施設を整備する必要がある場合は、施設等の整備に係る支援を行ってまいります。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9 地域の基幹病院と位置付けられる県立病院等の体制強化について</p> <p>将来にわたって安全・安心な地域完結型医療を確保するため、各地域の基幹病院である県立病院の各診療科の確保と医師の増員、高齢者対策として急性期、及び回復期リハビリテーション機能の充実、理学療法士及び作業療法士の一層の増員等を図るようお願いいたします。</p> <p>また地域唯一の中核病院となるへき地医療拠点病院への県派遣医師の再配置及び薬剤師、看護師の確保対策もお願いいたします。特に県内看護職員養成施設卒業生の県内就業率向上対策を講じるようお願いいたします。</p> <p>地域医療情報連携ネットワークの維持のための支援や外国人の医療受診環境の整備についても特段の配慮をお願いいたします。</p>	<p>① 県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和元年度は、県内全ての二次保健医療圏の基幹病院（へき地医療拠点病院を含む。）等に計53名の養成医師を配置したところであり、引き続き、奨学金養成医師の配置や派遣等を通じて、地域医療の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>② 県では、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員の安定的な確保と定着を図るため、総合的な取組を推進しておりますが、県内看護職員養成施設卒業生の県内就業促進については、修学資金の貸与や県内医療機関と連携した就職セミナーの開催等により取り組んでいます。今後も、県内就業率の向上を図り、看護職員が確保されるよう取り組んでいきます。(B)</p> <p>③ 地域医療情報ネットワークの整備については、医療の復興計画に基づき、運営計画の確認や必要な情報提供等を行うとともに、システム導入事業に対し、地域医療再生基金（～H28）や地域医療介護総合確保基金（H29～）を活用して支援を行ってきたものです。一方で、既に運用されているシステムの維持管理や更新費用については、医療介護総合確保基金が充当できないこととして国から通知が出されています。また、各地域のシステム導入時において、導入費用については補助することとし、一方、システムの更新費用は補助しないことで支援してきた経緯があることから御理解をお願いします。県としては、地域のニーズに応じたネットワークの活用促進や効率的な運用を通じた在宅医療の促進が必要と考えていることから、今後ともネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続してまいります。(C)</p> <p>④ 県では、平成31年3月に国から各都道府県に対し、患者の利便性の向上等を図ることを目的として、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出依頼があったことを受け、令和元年度、県立病院を中心に全ての二次医療圏毎にそれぞれ1か所以上となる、17医療機関を選出しました。今後、県内の外国人はますます増加することが見込まれることから、令和2年度は、新たに多分野の関係者による外国人患者受入に関する意見交換会を開催し、外国人が安心して医療機関を受診できる体制づくりに取り組むこととしています。(B)</p>	保健福祉部	医療政策室	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9 地域の基幹病院と位置付けられる県立病院等の体制強化について</p> <p>将来にわたって安全・安心な地域完結型医療を確保するため、各地域の基幹病院である県立病院の各診療科の確保と医師の増員、高齢者対策として急性期、及び回復期リハビリテーション機能の充実、理学療法士及び作業療法士の一層の増員等を図るようお願いいたします。</p> <p>また地域唯一の中核病院となるべき地医療拠点病院への県派遣医師の再配置及び薬剤師、看護師の確保対策もお願いいたします。特に県内看護職員養成施設卒業生の県内就業率向上対策を講じるようお願いいたします。</p> <p>地域医療情報連携ネットワークの維持のための支援や外国人の医療受診環境の整備についても特段の配慮をお願いいたします。</p>	<p>県立病院医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、医師の確保等は非常に厳しい状況です。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に積極的に取り組んでいるところであり、引き続き、医師確保対策の推進を図りながら各診療科の医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>急性期リハビリテーションについては、岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]における増員計画に合わせて休日配置職員の増員による早期介入や365日リハビリテーション提供体制を強化するとともに、回復期リハビリテーションについては、一般的なリハビリテーションの提供以外に、地域包括ケア病棟・病床における生活的リハビリテーションや予防的活動を推進し、安心して自宅に帰られるよう支援していくこととしています。(B)</p> <p>理学療法士や作業療法士などリハビリテーション職員の配置については、診療機能等を勘案しながら、患者数や業務量等に応じて配置することとしており、地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員を確保することとしています。(A)</p>	医療局	<p>医師支援推進室</p> <p>業務支援課、職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 農業</p> <p>① 日本型直接支払制度の予算の満額確保について</p>	<p>県では、農業農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに担い手への農地集積等の構造改革を後押しするため、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところですが、多面的機能支払の資源向上支払分における令和元年度交付金の国の配分は、要望額の71%となっています。</p> <p>このため、県では、国に対して、必要な予算の確実な措置について要望しており、今後も満額確保に向け、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農村建設課	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 農業</p> <p>② 圃場整備、農業水利施設保全合理化事業に係る農業農村整備事業予算の確保について</p>	<p>令和2年度の国のほ場整備や農業水利施設保全合理化事業などの農業農村整備事業予算については、当初予算と令和元年度補正予算を合わせて令和元年度を上回る額が措置される見込みです。</p> <p>地域からの整備要望が多く出されている状況を踏まえ、本県への予算配分について、引き続き、国に要望していきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 農業</p> <p>③ いわて地域農業マスタープランの実践支援事業の継続強化について</p>	<p>本事業は、各地域の話し合いに基づき作成された「地域農業マスタープラン」の実現に向け、園芸、畜産等の中心経営体の規模拡大や地域資源を活用した6次産業化、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成などに必要な機械・施設の整備等を支援するものであり、各地域からの事業実施要望も予算額以上に多い状況となっています。</p> <p>厳しい財政状況の中であって、今後も、地域の要望等を踏まえ、担い手育成や産地拡大に向け必要となる機械・施設の整備を行うことができるよう、国庫補助事業の活用も進めながら取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 農業</p> <p>④ 農地中間管理事業における経営転換協力金の時限要件の緩和について</p>	<p>経営転換協力金は、経営転換やリタイアする農業者等が農地中間管理機構に10年以上、農地を貸し付ける場合に交付されるものであり、機構への農地の貸し付けのインセンティブとして有効な施策であると認識しています。</p> <p>また、地域での話し合い及び農地のマッチング等に当たっては、各市町村段階においても多くの事前準備、確認・調整等を要すものと認識しており、年度ごとに重点地区等を定め、計画的に事業推進を図ることが有効と考えます。</p> <p>このため、県では、令和4～5年の交付単価については、令和3年度までの交付単価及び上限単価を維持するよう、今後、様々な機会を捉え国に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 農業</p> <p>⑤ 耕作放棄地の再生に係る県単事業の創設について</p>	<p>農業生産の基盤である農地の有効利用を進める上で、荒廃農地の発生防止・再生利用が重要と認識しています。</p> <p>このため、県では、国に対し、認定農業者等が荒廃農地を引き受けて営農を行うために必要となる再生利用等に対する支援策を措置するよう要望しているところです。</p> <p>現在のところ、国において耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等のような個人で行う再生事業はありませんが、地域・集落の共同活動を支援する「中山間地域直接支払交付金」等の日本型直接支払制度のほか、農作業の効率化のための簡易な基盤整備(区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等)として、国庫事業の「農地耕作条件改善事業」、また、県単独事業の「いきいき農村基盤整備事業」を令和2年度当初予算案に盛り込んでいます。</p> <p>ただし、これらの基盤整備事業は、受益者数や総事業費等の要件がありますので、地域での話し合いや取組の誘導をお願いします。</p>	農林水産部	農業振興課 農村建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 農業</p> <p>⑥ ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等の鳥獣被害対策の充実とハンターの育成、確保について</p>	<p>県では、野生鳥獣による農作物被害を防止するために、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、有害鳥獣の捕獲や恒久電気さくの設置などによる食害等の防止、里山周辺での除間伐などの地域全体で取り組む被害防止活動への支援を行っており、今後においても、鳥獣被害の更なる低減に向けて、市町村や関係団体と連携しながら、鳥獣被害防止対策の充実と強化に取り組んでいきます。</p> <p>また、野生鳥獣の個体数管理等のため、狩猟期間の延長に加え、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用したニホンジカやイノシシの全県での捕獲、ツキノワグマについて事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の実施などを行っています。</p> <p>ニホンザルについては、追払い等の対策支援に取り組んでいきます。</p> <p>有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会を受講料無料で開催するとともに、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や県内各地で試験を行うなど、狩猟者の確保に取り組んでいます。</p> <p>また、経験の浅い狩猟者の技能向上のための研修会や、新たな捕獲の担い手を確保するため狩猟に関心のある一般県民を対象とした研修会を受講料無料で開催し、狩猟者の技能向上支援や新規確保にも取り組んでいます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	<p>自然保護課</p> <p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 農業</p> <p>⑦ 畜産経営に関する既存施設、設備更新に対する補助、公共牧野の整備促進について</p>	<p>県では、畜産関係施設の新設・補改修及び公共牧場の整備の要望があった場合は、畜産クラスター事業や畜産公共事業等の導入に向けた支援を行っており、引き続き、地域一体となって収益向上に取り組む協議会の設立や、事業計画の策定に対する助言等を行っていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>畜産課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 農業</p> <p>⑧ 県産牛のブランド強化、統一ブランド化の推進、優秀な血統の種雄牛の開発について</p>	<p>(県産牛のブランド強化、統一ブランド化の推進)</p> <p>県、市町村や関係団体等で構成する「いわて牛普及推進協議会」では、「いわて牛生産流通戦略」を令和元年5月に策定し、県や市町村、農業団体等が一体となり、「いわて牛」の生産から加工、流通までの関連施策を総合的に推進することとしています。</p> <p>この戦略に基づき、農業団体等と連携しながら、統一ブランド「いわて牛」としての出荷頭数の確保に向けた体制整備等を進めているところです。</p> <p>今後も、関係機関・団体が一丸となり、「いわて牛」の品質の高さなどを強くアピールしながら、県産肉用牛のブランド力を高めていきます。</p> <p>(種雄牛造成関係)</p> <p>県では、平成30年度から、ゲノム解析技術を活用した、産肉能力に優れた本県独自の種雄牛の造成に取り組んでおり、令和2年度には、ゲノム解析技術を活用した本県初の種雄牛の造成が実現する見込みとなっています。</p> <p>こうした取組により、全国トップレベルの種雄牛を造成し、県産牛のブランド力の強化と生産者の所得向上を図っていきます。</p>	農林水産部	畜産課 流通課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 農業</p> <p>⑨ CSF等の蔓延防止に係る空港、港湾の水際対策について</p>	<p>国際線が就航している空港等におけるCSF等の家畜伝染病等の水際対策については、国の動物検疫所が担っており、動物検疫所は、税関と連携して、旅客等に対して口頭質問及び抜き打ち検査等により、携帯品の肉製品所持の有無を確認し、持ち込み禁止対象品は回収・焼却等の処分や通路の消毒マット設置による入国者等の靴底消毒を行っています。</p> <p>令和元年7月には、中国及び台湾の定期便が就航している「いわて花巻空港」において、動物検疫所、岩手県及び岩手県養豚振興会が動物検疫広報キャンペーン及び検疫探知犬による探知活動を行い、空港での検疫について周知を図りました。</p> <p>さらに、県独自の取組として、令和元年8月10日から18日まで、国内便の乗客の靴底の消毒を実施しました。</p> <p>また、令和元年8月26日付けで釜石港が動物検疫の指定港に追加され、畜産物等の輸入が可能となったことから、今後においても、国に対して検疫の強化を要望するとともに、様々な機会を通じて、動物検疫所と連携しながら、水際対策に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 林業</p> <p>① いわての森林づくり県民税による間伐に留まらない森林整備について</p>	<p>いわての森林づくり県民税は、本県の豊かな森林環境を次の世代に良好な状態で引き継いでいくことを目的に、公益的機能の高い森林へ誘導する間伐や、地域住民等が取り組む森林づくり活動の支援など、森林環境保全に関する施策に要する費用に充てています。</p> <p>県民税については、現在、事業評価委員会において、令和2年度までの第3期終了後のあり方について検討をいただき、令和元年度末を目途に提言の取りまとめをお願いしているところであり、県民懇談会などを通じて、県民の皆様をはじめ、県議会、市町村の御意見などを広くお伺いしながら、用途の拡大も含めて、議論を深めていただいています。</p> <p>県では、事業評価委員会からの提言を踏まえ、令和2年度中に、具体の施策について検討していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 林業</p> <p>② 森林環境税及び森林環境贈与税の地域の実情に即した円滑な導入運用について</p>	<p>森林環境譲与税は、市町村及び県に譲与されるものであり、市町村は、森林経営管理制度に基づく適切な森林管理を目的とした森林整備などの費用に、県は、その市町村の取組を支援する費用等に充てることとされています。</p> <p>県では、令和元年度、</p> <p>① 森林経営管理制度の着実な運用に向けた、市町村に対する技術的な助言を行う専門職員の配置</p> <p>② 航空レーザ計測等による樹種や材積等の森林資源情報を効率的に把握できる最新技術の実証</p> <p>③ 将来の担い手確保に向けた、若手の現場技術者を養成するための「いわて林業アカデミー」の運営</p> <p>④ 県産木材の更なる需要拡大に向けた、木造建築技術者の育成研修会の開催や木造建築に精通したアドバイザーの派遣等に取り組んでおり、引き続き、各市町村において円滑に運用されるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について 農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 林業 ③ 路網整備、再造林に係る支援の拡充強化について</p>	<p>県では、森林整備事業等を活用して計画的な造林や間伐の実施、森林作業道等の林内路網の整備を支援するとともに、平成30年度から新たに、造林コストの削減に向け「岩手県林業成長産業化総合対策事業」により、伐採・再造林の一貫作業の促進に取り組んでいます。</p> <p>県では、こうした取組を今後も強力に進めるとともに、林業・木材関係団体が設立した「岩手県森林再生機構」による再造林経費の助成が平成30年度から新たに開始されたところであり、関係団体と連携しながら、再造林の一層の促進に取り組んでいきます。</p> <p>林道の整備については、「市町村森林整備計画」で計画されている「路網整備等推進区域」において重点的に整備を進めています。</p>	農林水産部	森林整備課 森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>10 農林水産業の振興について 農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 林業 ④ 効果的な駆除技術の開発や植林による転換等、松くい虫等の被害拡大防止対策について</p>	<p>松くい虫の被害拡大防止対策については、「松くい虫被害対策実施方針」に基づき、被害先端地域における徹底的な駆除と、被害まん延地域における樹種転換やバイオマス発電施設での被害材の利用を促進し、被害状況に応じた効果的な防除対策を推進しています。今後においても、徹底駆除と併せて健全なアカマツ林の育成を進め、被害拡大の阻止に努めていきます。</p> <p>また、ナラ枯れの被害拡大防止対策については、「ナラ枯れ被害対策の基本方針」に基づき、監視体制を強化し、被害の早期発見と早期駆除に努めており、被害状況に応じた効果的な防除対策を推進しています。今後においても、徹底駆除と併せてナラ枯れの伐採利用を進め被害拡大の阻止に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について 農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 林業 ⑤ 木育やCLTの普及、公共、公用建築物を含む非住宅分野での木造化等の県産材利用促進について</p>	<p>県では、市町村や林業関係団体と連携し、木工体験などの木育に取り組んでいるところです。</p> <p>また、非住宅分野での木材利用については、建築士や建築関係事業者等を対象とした研修会でCLT建築物の施工事例を紹介するなど、その普及に努めているほか、「公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、県が率先して公共建築物の木材利用に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、こうした取組を継続していくほか、市町村等に対しても県産木材の積極的な利用について働きかけを行っていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>10 農林水産業の振興について 農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 林業 ⑥ 新たな森林管理システム導入に係る国、県の支援強化について</p>	<p>県では、森林経営管理制度の適切な運用に向け、農林水産部内に設置した、市町村を支援する対策チームが中心となり、森林の所有者や境界の確認方法について助言を行っているほか、市町村が配置する地域林政アドバイザーを養成する研修の実施などに取り組んでいます。</p> <p>また、国に対し、市町村の執行体制を確保するため、市町村において必要な地域林政アドバイザーを配置できるよう技術者情報の提供を継続するとともに、森林管理署等による市町村への技術的支援を行うよう要望しています。</p> <p>今後とも、市町村が森林経営管理制度をしっかりと運用し、地域の森林整備を加速化していけるよう支援していきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について 農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 林業 ⑦ 林地残材解消に向けた指導、助言、支援について</p>	<p>伐採後に林内に残された間伐材や、立木から丸太を採材した残りの枝条等のいわゆる林地残材については、燃料用材として活用することは有望と考えています。</p> <p>このため、県では、林地残材の搬出経費の軽減を図るため、林地残材の有効活用に向けた情報収集を行うとともに、木質バイオマス利用に必要な情報の提供などを行い、林地残材の有効活用の支援に努めていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>10 農林水産業の振興について 農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 林業 ⑧ 原木シイタケの産地再生に向けた取組強化、立木の補償について</p>	<p>原木しいたけの産地再生に向け、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原木・ホダ木・しいたけの放射性物質検査 ② 指標値を超過したほだ木の処理や、落葉層除去等によるホダ場の環境整備への支援 ③ 簡易ハウスの整備に対する支援 ④ 東京電力から損害賠償金が支払われるまでのつなぎ融資 ⑤ しいたけ生産者を対象とした栽培技術研修会開催 <p>などの取組を実施してきております。また、令和元年度から新たに、生産拡大を目的とした国庫補助事業の対象とならない施設等の整備に対する支援を行っています。</p> <p>しいたけ原木として利用できない立木等について、東京電力は、「福島県以外では、しいたけ原木用の立木をパルプ材等として販売した場合、その価格差を営業損害として賠償する」としています。県では引き続き、国や東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう強く求めています。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 林業</p> <p>⑨ 治山事業の推進について</p>	<p>治山事業については、地域の実情を踏まえながら、「人家」や「重要な公共施設」などの保全対象を考慮し、緊急性、重要性の高い箇所から実施しています。</p> <p>今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、治山施設の設置等を推進し、順次危険箇所の解消に向け努めていきます。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 漁業</p> <p>① サケ、サンマ、スルメイカ等の漁業資源の永続的で適切な管理のための調査研究の充実について</p>	<p>近年のサケの不振は、稚魚放流時期や沿岸からオホーツク海に至る間の稚魚の減耗が要因の一つと考えられており、資源量の回復に向けて、県水産技術センターでは、国等の研究機関と連携し、減耗要因に関する調査を実施しているほか、水温の高い時期に回帰してくる北上川水系のサケに着目した新たな種苗生産技術の開発などを行っています。また、サンマやスルメイカなどの資源については、適切な管理に向け、国の調査研究機関と連携し、資源状況調査を実施しています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 漁業</p> <p>② 漁業経営の安定化を図る施策の強化について</p>	<p>サケ、サンマ、スルメイカ等の不振により、漁業経営が厳しい状況になっていることから、県では、漁業経営の安定化に向け、近年資源量が増加しているマイワシの沿岸漁船漁業による操業を検討しているほか、防波堤の整備などにより生じている静穏海域でのサケ・マス類の海面養殖試験や高鮮度流通による高付加価値化に取り組んでいます。また、漁獲の減少に伴う収入の減少については、国の漁業経営収入安定対策を活用し、漁業共済制度による補填が受けられるよう、関係機関と連携し加入推進に努めています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 漁業</p> <p>③サケ増殖事業の充実強化。回帰尾数の増大に向けたふ化放流体制及び回帰に係る調査研究の強化について</p>	<p>ふ化放流体制の強化については、東日本大震災津波後のさけふ化放流体制を再構築するため、県は、増殖団体、漁業者代表及び有識者で構成する「岩手県さけふ化放流事業復興検討会」に参画し、ふ化場の復旧整備を支援するとともに、種卵確保対策や資源回復計画等を協議するなど、関係者と一体となって取り組んでいます。</p> <p>調査研究の強化については、県では、国の研究機関と連携しながら平成13年度から耳石温度標識を用いてさけ稚魚の移動分布、成長等を調査しており、平成26年度からは、釜石市に新たに整備した「水産技術センターさけ大規模実証試験施設」を活用し、健康な稚魚の生産技術を確立するための試験・研究を行っています。</p> <p>加えて、近年の沿岸水温の上昇等の海洋環境の変化も不漁要因の一つと考えられていることから、平成30年度からは高水温でも回帰する北上川水系のサケに着目し、その特性を利用した新たなサケ資源の造成を検討しているところです。</p> <p>さらに、サケ資源の減少が北海道でも確認されていることから、稚魚減耗要因のより広域的な調査の実施を国に要望しているところです。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10 農林水産業の振興について</p> <p>農林水産業は地域経済への波及効果も高く、食産業や観光等とも顕密に関わるすそ野の広い岩手県の基幹産業です。しかし、震災による風評被害や近年の異常気象による災害や生産環境の変化、人口減少による担い手不足に加え、諸外国との関りによる外的要因とその取り巻く環境は厳しさを増しています。持続可能な農林水産業に向けて、より一層の取組強化が望まれています。そのため、親元就農も含む担い手の確保対策の強化やスマート農林水産業の推進に努めるとともに、以下の点につきまして特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 漁業</p> <p>④ 安定的かつ計画的な種卵確保の為のふ化場とサケ漁業者の連携強化。ふ化場に対する稚魚購入単価のかさ上げ等の経営支援について</p>	<p>種卵確保に係る連携強化については、令和2年度も、さけ・ます増殖協会及び定置漁業協会が連携して、海産親魚の使用や定置網の垣網短縮などを講ずることとしており、県は、採卵用親魚の確保に係る経費支援や種卵の移出入調整を行うなど、確実に種卵を確保する体制で臨むこととしており、引き続き、関係者間の連携が強化されるよう支援していきます。</p> <p>また、ふ化場への財政支援については、漁業者が漁獲金額の一定割合を増殖経費として拠出する仕組みが整備・運用されており、新たな経費を嵩上げする場合には、漁業者とふ化場関係者間で十分な協議を行っていく必要があります。</p> <p>県では、国の支援事業を活用し、平成26年度以降さけ資源緊急回復支援事業により親魚確保経費等への支援を継続しておりますが、令和2年度以降も、震災により減少した資源を回復させるための親魚確保に要する経費も含め、サケ稚魚生産・放流経費への支援が継続されるよう国に要望していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>11 上水道施設及び下水道、汚水処理施設について</p> <p>県民生活に必要なインフラである上水道施設及び汚水処理施設は施設の老朽化に伴う大量更新期や人口減少により、経営、財政環境は厳しい状況にあります。今後の維持管理に対して以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 上水道施設</p> <p>① 上水道、簡易水道施設の再構築、施設の耐震化及び安全強化に対する支援について</p>	<p>水道施設の整備について、水道施設耐震化等推進事業により、施設の更新、耐震化及び事業の広域化による施設の再構築などについて支援しているところです。</p> <p>県では、これまでも関係都道府県による連絡組織等を通じて、国庫補助制度の拡充(必要財源の確保、採択要件の緩和、補助率の引上げ等)について厚生労働省へ要望を行ってきており、今後も機会を捉えて要望していきます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの

岩手県議会いわて新政会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11 上水道施設及び下水道、汚水処理施設について 県民生活に必要なインフラである上水道施設及び汚水処理施設は施設の老朽化に伴う大量更新期や人口減少により、経営、財政環境は厳しい状況にあります。今後の維持管理に対して以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 (2) 下水道、汚水処理施設 ① 汚水処理施設整備事業の整備が遅れている町村の事業の重点的な推進について</p>	<p>県では、汚水処理施設の整備促進を図るため、市町村が汚水処理施設の整備をより効率的かつ計画的に実施できるよう整備手法等について助言を行うとともに、国に対し整備促進に係る予算の確保を要望してきたところです。 また、下水道施設の老朽化に伴う改築についても、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共性の高い役割を担っていることから、国に対し必要な財政措置を講じるよう要望してきたところであり、今後も継続して働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>下水環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>11 上水道施設及び下水道、汚水処理施設について 県民生活に必要なインフラである上水道施設及び汚水処理施設は施設の老朽化に伴う大量更新期や人口減少により、経営、財政環境は厳しい状況にあります。今後の維持管理に対して以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 (2) 下水道、汚水処理施設 ② 下水道事業債償基金費補助制度の一層の充実と本県で遅れている下水道整備の促進と老朽化対策について</p>	<p>下水道事業債償還基金費補助制度の充実については、県の財政は非常に厳しい状況ではありますが、引き続き予算の確保に努めていきます。 また、生活の基盤となる下水道などの汚水処理施設については、「いわて汚水処理ビジョン2017」に基づき、地域の実情に応じた整備を行っていきます。 さらに、老朽化対策については、ストックマネジメント計画に基づき施設の点検・調査、修繕・改築等を実施していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>下水環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>11 上水道施設及び下水道、汚水処理施設について 県民生活に必要なインフラである上水道施設及び汚水処理施設は施設の老朽化に伴う大量更新期や人口減少により、経営、財政環境は厳しい状況にあります。今後の維持管理に対して以下の点について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。 (2) 下水道、汚水処理施設 ③ 個人設置型浄化槽設置支援及び循環型社会形成推進交付金の予算確保について</p>	<p>個人設置型の浄化槽に対する県費補助については、県の財政状況が非常に厳しい状況ではありますが、引き続き予算の確保に努めていきます。 また、循環型社会形成推進交付金の予算確保については、これまで国に対し要望を行っており、今後も国に対して要望を行っていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>下水環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12 放射能汚染された農林系廃棄物や道路側溝汚泥等の処分について</p> <p>放射能汚染された農林系廃棄物や道路側溝汚泥等の処分については、いち自治体の能力では対応できる範囲を超えていることから、国、県において主導的に解決に向け取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>① 放射能汚染された農林系廃棄物の処分及び処分施設への受入れについて</p>	<p>農林業系汚染廃棄物のうち8,000Bq/kg以下のものについては、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示しているところです。また、その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しています。県としては、引き続き既存焼却施設を活用した処理を基本としつつ、各自治体における個別の事情等も勘案しながら、市町村等の焼却処理計画の策定や、住民説明会への職員派遣など技術的支援を行います。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>12 放射能汚染された農林系廃棄物や道路側溝汚泥等の処分について</p> <p>放射能汚染された農林系廃棄物や道路側溝汚泥等の処分については、いち自治体の能力では対応できる範囲を超えていることから、国、県において主導的に解決に向け取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>② 道路側溝汚泥等、最終処分の方法が示されていないものについての処分方法の決定について</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理に向けて、国に対し除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、汚染濃度や除染実施区域にかかわらず、除染等除去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講じるよう要望しています。なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費について、平成25年度以降「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援しています。</p>	環境生活部	資源循環推進課 環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>12 放射能汚染された農林系廃棄物や道路側溝汚泥等の処分について</p> <p>放射能汚染された農林系廃棄物や道路側溝汚泥等の処分については、いち自治体の能力では対応できる範囲を超えていることから、国、県において主導的に解決に向け取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>③ 利用自粛牧草の焼却やそれ以外の方法の検討について</p>	<p>放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理については、廃棄物として処理する場合、県のガイドラインにおいて、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる手法を示しており、その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しています。また、焼却処理以外の処理方法については、今後の国の方針、汚染状況の推移、新たな技術開発などの状況について情報収集しながら、今後も必要な技術的支援に努めていきます。</p>	環境生活部 農林水産部	環境生活企画室 畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12 放射能汚染された農林系廃棄物や道路側溝汚泥等の処分について 放射能汚染された農林系廃棄物や道路側溝汚泥等の処分については、いち自治体の能力では対応できる範囲を超えていることから、国、県において主導的に解決に向け取り組むよう以下の点について特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>④ 消滅時効にかかる賠償請求権について</p>	<p>東京電力では、平成25年2月に公表した「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について」の中で、時効完成後も請求者の個別の事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行う旨を表明しており、令和元年10月にも、消滅時効に関する考え方について、従前の考え方から変更がないことを、改めて表明しています。</p> <p>県では、東京電力に対し、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用全てについて賠償に応ずるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているほか、国に対しても、「東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書」等により十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導することなど、必要な措置を講ずることを要望しています。</p> <p>今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>13 東京オリパラ、東北DCを見据えた観光振興について 三陸復興公園や津波伝承館、三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイル等新しいコンテンツの更なる利用促進につながるバリアフリー化や周辺施設整備を進めるとともに、それらを活かした三陸ブランドの確立と内陸との連携及び県を超えた広域的な周遊観光ルートの設定等、東京オリパラや東北DCを見据えた観光振興を県が主導して行うようお願いいたします。また、県内の周遊観光を促進するため二次交通の拡充に努めるようお願いいたします。</p>	<p>県では、これまでも「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「みちのく潮風トレイル」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、県内外の観光資源を組み合わせた観光ルートの情報発信や三陸の地域資源のブラッシュアップ等に取り組んできたところです。</p> <p>また、外国人観光客に対応するため、観光関係事業者などが行う施設内の多言語表示、無料公衆無線LANの整備、客室の和洋室化や和式トイレの洋式化に対する支援など受入環境の整備に取り組んでいます。</p> <p>さらに、県では、県、市町村、観光・商工団体、報道機関などで構成する官民一体の組織である「いわて観光キャンペーン推進協議会」において、沿岸地域を訪問するバスツアーの造成支援を行うなど、二次交通の拡充にもつなげる施策を進めています。</p> <p>今後も、東京オリンピック・パラリンピック競技大会、東北デスティネーションキャンペーンを見据え、幅広い関係者との連携を強化し、国内外の観光客の誘客拡大に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	観光課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>14 企業立地促進奨励事業費補助金の対象拡充等について</p> <p>県内の企業誘致は県央、県南を中心に成果を上げていますが、地域によって格差が出てきています。北上川流域に特化した岩手県土地開発公社を活用した交渉団地の整備等更なる施策を推進する一方、県には企業立地促進奨励事業費の対象業種や地場企業への拡大、雇用者数要件の緩和等、県内各地域で雇用の場が拡大されるような取組を行うようお願いいたします。</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金については、他県との競争力の比較、業界や産業動向、地域の事情等を勘案して不断の見直しを行っているところであり、本補助金における対象業種の拡大や雇用者数要件の緩和についても、県内各地域の状況や雇用情勢等を鑑みながら、今後も必要に応じて検討していきます。</p> <p>また、本補助金は、企業立地により地域経済の活性化及び雇用の拡大等を図ることを目的として、域外からの誘致を促進しようとするものであり、限られた財源の中で、現時点において地場企業に対する補助を創設することは難しい状況にありますが、補助制度を含めた支援のあり方については、企業ニーズや市町村等の意向を踏まえて、より良い方策を不断に研究していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	C 当面は実現できないもの
<p>15 復興支援道路及び生活道路の整備促進について</p> <p>県が復興支援道路及び復興関連道路と位置付けている道路と共に基幹的な道路としての機能の発揮が望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について特段の配慮をお願いいたします。</p>	<p>復興支援道路及び復興関連道路と位置付けている道路、主要地方道及び一般県道の整備については、地域から多くの要望を頂いておりますが、「いわて県民計画(2019～2028)」に基づき、安全・安心を支え、産業振興等の基盤となる社会資本整備の整備に向け、交通量の推移や道路ネットワーク状況などを踏まえ、緊急性や重要性を考慮して整備推進に努めていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>16 重要港湾の整備と利用促進について</p> <p>(1) 大船渡港について</p> <p>ILC誘致、実現に係る永浜・山口地区工業用地の活用方針を早期に決定すること及び港湾施設使用料の低減と国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度を創設するようお願いいたします。</p>	<p>ILCの建設工事の際には、加速器本体であるクライオモジュールや測定器など世界各国で製作された大型部品が船便により国内に持ち込まれることが想定されています。</p> <p>県では、東北ILC準備室が策定したILC東北マスタープランを踏まえ、大型部品の陸揚げ等ILCの物流拠点として県内港湾が活用されるよう、庁内の部局横断で設置した分科会等で検討を進めるとともに、関係団体等に働きかけていきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>国際フィーダーコンテナ定期航路については、平成25年9月の就航以来、取扱貨物量が順調に増加している状況になっており、平成30年は平成22年の過去最多取扱量(実入り)水準まで回復しました。</p> <p>港湾施設使用料については状況に応じて減免措置を実施しているところです。また、国際フィーダーコンテナ定期航路の安全運営及び利用促進に資する制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等を踏まえ、取扱貨物量の増加につながる施策となるよう、その必要性や効果、県と大船渡市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>16 重要港湾の整備と利用促進について (2) 釜石港について リーファーコンテナ電源の増設、夜間荷役用照明塔の新設などターミナルの着実な整備促進を進めるとともに、長期開発構想の検討についても特段の配慮をお願いいたします。</p>	<p>リーファーコンテナの電源について、水産品等の取扱拡大を図るため今年度30口を増設し、令和2年3月末時点で58口を供用しています。 照明設備については、現在、岸壁照明や保安照明、工事用投光器を使用していますが、コンテナの夜間荷役を効率的に行うためには、コンテナヤードを高い位置から広範囲に照らす照明塔の設置が有効であることから、2基の照明塔を設置することとし、早期設置に向けて順次工事を進めています。 釜石港においては、道路ネットワークの進展や定期コンテナ航路の開設に伴い、コンテナ貨物の取扱いが増加していますが、完成自動車の取扱再開や新たな航路開設は不透明な状況です。このことから、釜石港の長期構想の策定等については、引き続き、釜石市とも連携し港湾の利活用の促進に取り組みながら、必要な検討を行ってまいります。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>16 重要港湾の整備と利用促進について (3) 宮古港について ポートセールス活動の強化を始め、就航率の向上のための港内の環境整備とターミナルの利便性向上等のフェリー航路に関する取組の強化をお願い致します。また、外国大型クルーズ船乗船客の受け入れ態勢を強化するとともに、引き続きクルーズ船社への誘致をより一層、強力に進めるようお願いいたします。</p>	<p>フェリー航路を活用した貨物の利用促進に向けて、県では、これまで県内企業等の北海道との取引の状況や宮古・室蘭フェリーの利用可能性等の把握に努めるとともに、大手物流事業者や業界団体へのフェリー航路のPRなどを実施してきたところです。 令和元年度は、岩手県内から関東・東海にかけて運行する自動車関連物流企業の大規模トラック2台に「宮古・室蘭フェリー航路」のPRラッピングを施すことや宮古市等と連携して利用者による評価を収集する「物流効果等実証事業」の実施結果を踏まえた改善を行うとともに、貨物の利用促進に向けて、県内外の企業等へフェリー航路の利用を働きかけてきたところです。 また、就航率向上のための港内の環境整備については、平成30年11月から係留補助装置の導入により、安定した接岸が可能となるなど、一定の効果を上げているところですが、今後も、港湾計画の改訂の中で、静穏度の向上などを含め、検討していきます。 ターミナルビルの利便性の向上については、利用者からの要望等を踏まえ、令和元年8月7日から、1階一般利用エリアのホール及びトイレの24時間開放を行っています。 宮古港における外国大型クルーズ船の受入については、令和元年4月のダイヤモンド・プリンセスの寄港に当たり、宮古市や関係機関と役割分担を調整した上で、相互に連携しながら、保安・警備体制の整備や津波避難マニュアル策定等の受入準備を進め、寄港当日は多数の警備員や通訳をふ頭に配置するなど万全を期したところです。令和2年度も同船を含む外国クルーズ船が5回寄港する予定であることから、引き続き、宮古市や関係機関と連携しながら、十分な受入態勢の確保に努めてまいります。 また、外国大型クルーズ船の誘致については、引き続き、宮古市や関係機関と連携して、クルーズ船社への訪問やクルーズ船社の視察受入れ、寄港誘致商談会への参加などにより、クルーズ船社に対して宮古港への寄港を働き掛けていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

岩手県議会いわて新政会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>16 重要港湾の整備と利用促進について (4) 久慈港について 港口防波堤の整備促進、埋立計画の推進、新たな港湾設備の整備、貨物量取扱量増加のための対策について、特段の配慮をお願いいたします。</p>	<p>久慈港湾口防波堤は、地域の安全確保や産業振興の基盤として重要な施設であり、また、久慈港湾口防波堤の完成を前提とした久慈市街の復興まちづくりが進められていることから、県では、国に対して整備促進を強く要望してきたところです。また、令和元年6月11日に知事が国へ提出した「東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書」の中でも久慈港湾口防波堤の整備促進を要望しており、今後も引き続き機会を捉えて国へ強く要望していきます。</p> <p>久慈港における埋立計画(諏訪下地区、半崎地区)の埋立については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p> <p>県営上屋、照明設備、舗装等の新たな港湾施設・設備については、諏訪下地区北側の野積場の未舗装部分を珪石の取扱増加を見込み、平成30年度に実施しました。そのほかの部分については、取扱貨物量の推移等を見極めながら必要に応じて検討していきます。また、県営上屋、照明設備の整備については、港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移等を見極めながら必要に応じて検討していきます。</p> <p>取扱貨物量の増加につながる対策については、状況に応じて減免措置を実施しているところです。また、利用奨励制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、その必要性や効果、県と久慈市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの
<p>17 災害に強いまちづくりについて (1) 河川の適切な管理について 河川の決壊や氾濫等の災害防止のため、計画的な堆積土砂の撤去、立木伐採を行うとともに、砂防堰堤の適切な維持管理、河川水門施設に係る老朽化対策、水門操作者の安全対策、スルー型水門の自動開閉型への改良にも努めるようお願いいたします。また、国に対して防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の恒久化の要望もお願いいたします。</p>	<p>県では、河川内の堆積土砂や立ち木の除去について、年次計画等に基づき計画的に実施しているところですが、平成28年8月の台風第10号災害など、近年全国各地で豪雨災害が発生しており、災害の予防的措置として、その重要性は増しているものと認識しています。</p> <p>このため、県では、大規模な洪水発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去など、緊急に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

岩手県議会いわて新政会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>17 災害に強いまちづくりについて (2) 水位周知河川及び水防警報河川追加指定について 適切な避難勧告発令実施のため、岩手県管理河川に対する推移周知河川及び水防警報河川の追加をお願いいたします。また新たに危機管理型水位計が設置された河川に係る水防警報河川の早急な追加指定をお願いいたします。</p>	<p>県では、水位周知河川の指定について、平成29年12月に国、県、市町村で構成する減災対策協議会において策定した2021年度までの5か年の計画により、指定の拡大に取り組んでいるところです。 県管理河川の未指定区間については、その区間における人口・資産の状況や浸水被害の状況、防災拠点(役場等)の状況等を勘案し、2022年度以降の計画を検討する中で、減災対策協議会等において関係市町村と調整を図りながら、検討していきます。 また、令和元年5月に新たに危機管理型水位計の運用を開始した閉伊川など15河川における水防警報河川や水位周知河川の指定については、危機管理型水位計の運用実績等により、指定の適否を判断し、2022年度以降の計画への位置付けについて検討していきます。</p>	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの
<p>17 災害に強いまちづくりについて (3) 浸水対策事業の推進について 台風第10号での災害を踏まえた浸水対策基本調査を実施するため、浸水対策事業に係る社会資本整備総合交付金等の財政支援について国に働きかけるようお願いいたします。</p>	<p>社会資本整備総合交付金等の既存制度の対象の可否等を勘案しながら、国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>17 災害に強いまちづくりについて (4) 急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害防止事業及び治山事業の促進について 土砂災害から地域住民の生命財産を守り国土を保全するため、急傾斜地崩壊対策工事や砂防堰堤工事等の土砂災害防止事業及び治山事業の促進について引き続き特段のご理解をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>急傾斜地崩壊対策工事や砂防堰堤工事等の土砂災害防止事業については、避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所や、被災履歴がある箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めています。 治山事業については、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、地域の実情を踏まえながら、「人家」や「重要な公共施設」などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所から優先的に事業を実施し、順次危険個所の解消に努めていきます。</p>	県土整備部	砂防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
		農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>17 災害に強いまちづくりについて (5) 避難所の環境改善について 近年の異常気象による豪雨などにより災害リスクは高まり、避難所を開設する機会が増大していますが避難所の環境改善は思うように進んでいません。災害シミュレーションの策定、公表に伴う避難所の見直し、バリアフリー対策、冷暖房設備、男女共同参画の視点からの避難所づくり等に関する自治体負担の軽減に向けて、特段の配慮をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>県では、大規模な自然災害が増加している状況を踏まえ、避難所の指定に当たっては、ハザードマップ等により災害発生の危険性を十分考慮した上で、より安全な避難所となるよう、市町村に対し働きかけを行っております。</p> <p>また、避難所の運営等を行う市町村に対し、女性や要配慮者に配慮した物資の調達働きかけを行っているほか、県では、バリアフリーを考慮した物資の備蓄を促進するため、県備蓄指針の見直しを行い、令和元年度から新たに組立式洋式トイレの備蓄を行っております。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時から男女共同参画を進めていくとともに、防災・復興に関連する部署や市町村にも、あらゆる場面において男女共同参画視点からの防災・復興について周知を図るため、男女共同参画フェスティバルで防災・復興に関する分科会や沿岸地域において復興・防災ワークショップを開催しているところであり、今後も取組を継続していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>避難所の環境改善については、県としても重要と捉えており、内閣府指針「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、「平時より、避難所として指定する施設をバリアフリー化等しておくことが望ましいこと。」とされ、整備に対する国の支援制度が示されていることから、市町村に活用を促しています。</p> <p>冷暖房設備については、国の指針やガイドラインにおいて、各自治体が各避難所に災害時用の空調機器等を常時保有するのではなく、発災時に必要な場所に必要な機材を投入することが現実的な対応として推進されています。県としては、災害救助法適用により、冷暖房機器借上費の支援が可能と考えていますが、災害救助法適用に至らない災害も含め、大規模災害発災時において、空調設備の応急対策が必要な市町村が適切に支援を受けられるよう、設備団体との協定締結などの支援策も検討していきます。</p> <p>国に対しては、北海道東北地方知事会において、ハード整備及び発災時の迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と財政措置を講ずるよう提言を行っており、県としては、今後も機会を捉えて国へ働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの